

協会加入のご案内

資金需要者等に安心してご利用いただける貸金業界を目指し、日本貸金業協会では、協会未加入の貸金業者に対して協会加入を勧めています。貸金業者が法令順守態勢を独自に整備していくことは、専門的知識が必要な上、時間と労力も要し、決して容易なことではありません。協会未加入の貸金業者にあっては、協会の業務支援を受け、早期に必要な法令順守態勢を整備することが望まれます。

すべての貸金業者が協会に加入することで、自主規制機能を発揮し、法令順守態勢が確立されることで貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護が図られることが社会的に期待されています。

協会のシンボルマークが、業界の安心と信頼の目印として広く社会に認知されるように、協会として様々な事業活動を行って参ります。ぜひ協会への加入をご検討ください。

未加入業者に対する支援制度

協会では、貸金業を新たに始めるため貸金業者の登録申請を行うことを考えている方や、登録の更新申請を行おうとしている協会未加入の貸金業者に対し、法令に則った登録申請手続きが円滑にできるよう、協会加入を前提とした支援制度を設けています。

支援
内容

- ①登録申請書類の作成に関する支援
- ②社内規則作成の相談・支援（規程記載例の提供）

支援制度・加入申請に関する窓口

〒108-0074
東京都港区高輪三丁目 19 番 15 号 二葉高輪ビル3階
日本貸金業協会 業務部 会員加入促進登録課
TEL:03-5739-3012 FAX:03-5739-3026
(受付時間 平日 9:30 から 17:30)

日本貸金業協会ホームページ

<https://www.j-fsa.or.jp>

「入会のご案内」から加入申請書類をダウンロードできます。

協会員に対して提供している主なサービス・支援について

項目	内容
コンプライアンス態勢整備の支援	① 関係法令や監督指針等に対応した社内規則の作成に係る支援・点検・指導のほか、実務に関する業務上の問題解決支援や反社会的勢力に関する情報提供を受けることができます。 ② 事業者金融を営む協会員は、業務遂行上の課題・問題点の調査、各種相談、助言等を受けることができます。 ③ 貸金業法において交付・掲示・備付けなどが求められる業務用書式等の購入ができるほか、協会員専用サイトにおいてひな形等も入手することができます。
特定情報照会サービスの提供	① 反社会的勢力による被害の防止態勢整備の支援として、協会が指定信用情報機関である株式会社日本信用情報機構に業務委託し、反社情報の照会を可能とする「特定情報照会サービス」の提供を受けることができます。
広告審査による支援・指導	① 個人向け無担保無保証の貸付に関する広告（新聞、雑誌、電話帳、テレビCM）を掲載する場合、協会の事前審査による支援・指導を受けることができます。 ② 自社の広告に、安心・信頼の目印である「協会シンボルマーク」が使用できます。
監査による指導・支援	① 法令等遵守状況及び内部管理態勢に関する協会員への書類監査・実地監査を通じて、資金需要者等からの信頼を確保するためのきめ細やかな業務上の指導及び支援を受けることができます。
法令諸規則の研修支援	① 貸金実務に影響する法令等の制定・改正等の情報を提供する「コンプライアンス研修会」や、協会員のニーズに即した情報を提供する「テーマ別研修会」を無料で受講することができます。 ② 有識者や弁護士の講義をオンデマンド配信するサービス（「JFSA オンデマンド研修」）を無料で利用することができます。 ③ 貸金実務を適正に行うにあたって習得が必要な法令等を学習するeラーニング研修サービス「どこでもJFSA スタディ」を無料で利用することができます。
業界・業務関連情報の提供	① 協会の機関誌「JFSA ニュース」を毎月、「季刊JFSA」を年2回刊行し、法令等改正に伴う業務上の留意点など業務に有用な情報や、協会活動状況、行政・消費者団体等各方面からの意見など、最新の業界情報を知ることができます。 ② 「JFSA ニュース」は、協会員専用サイトでバックナンバーをいつでも閲覧できます。 ③ 貸金業法をはじめとする貸金業関連の主要な法令等を1冊に収録した「貸金業関連法令集」が特別価格で購入できます。
行政に提出する書類の事前確認	① 協会では、各都道府県支部において、貸金業者が登録行政庁に対して提出する登録申請書、変更届出、開始等の届出、事業報告書・業務報告書などの協会員を中心とした受付に関する委託事務において、申請書等の事前確認、不備の補正等を行っております。
協会員専用サイトの利用	① ID・パスワードにより協会員だけが閲覧可能な「協会員専用サイト」を利用することができます。 ② 行政に提出する申請書・届出書・報告書等の様式や記載例等の手引きがダウンロードできます。 ③ 業務支援コンテンツ内の、「貸金業に関する業務のサポート」「よくある質問」等により、実務に必要な情報を確認できます。
指定紛争解決機関の負担金免除	① 貸金業者は指定紛争解決機関（金融ADR）との契約締結が法律上義務付けられ、これに伴い年額10万円の負担金が必要となっていますが、協会員になるとこの負担金の免除を受けることができます。